松阪市住民活動支援のための公用車の貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松阪市における住民活動(第4条に規定する活動に限る。)に対して支援を行うため、松阪市の所有する公用車を貸し出すことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出車両)

第2条 貸し出すことのできる公用車(以下「貸出公用車」という。)は、別表のとおりとする。

(対象者)

- 第3条 貸出公用車を貸し出す対象者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 自治会
 - (2) 住民協議会
 - (3) 地域において公共又は公益を目的に活動する市民団体及びNPO団体 (使用できる活動の種類)
- 第4条 貸出公用車の貸出しは、その用途は次の各号のいずれかに該当する活動に限り許可するものとする。
 - (1) 松阪市内の区域内の道路又は水路等の清掃
 - (2) 松阪市内の区域内で行われる公共及び公益性のある行事 (貸出日)
- 第 5 条 貸出公用車は、次の各号に掲げる日及び市長が特に必要と認める日(12 月 29 日から翌年の1月3日までの日を除く。)に貸し出すことができる。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 2 貸出公用車の貸出しを行う時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出申請等)

- 第6条 貸出公用車を使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、使用する日の1月前の日の属する月の初日から使用する日の5日前までに、松阪市公用車貸出申請書兼誓約書(様式第1号)に貸出公用車を運転する者の運転免許証の写しを添えて市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項に定める申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは 貸出しを許可し、松阪市公用車貸出許可書(様式第2号)を申請者に交付するもの とする。

(許可の取り消し)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の許可を取り消すことができる。
 - (1) 災害等の緊急かつやむを得ない事由により、貸出公用車を公用又は公共用に供

する必要が生じたとき。

- (2) 第6条第2項の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、当該貸出公用車を第4条各号に掲げる用途に供しないとき。
- 2 第1項の取消しを行った場合は、理由を示して使用者に通知し、使用者は当該通知を受けたときは、速やかに貸出公用車を返却しなければならない。

(使用中止の申出)

- 第8条 使用者は、使用を中止する場合は、市長に申し出するものとする。 (使用料)
- 第9条 貸出公用車の使用料は、松阪市財産条例(平成17年松阪市条例第68号)第8条の規定により無償とする。

(貸出し条件)

- 第10条 貸出公用車の使用にあたっては、次に掲げる事項を貸出しの条件とする。
 - (1) 貸出公用車の借受け及び返却は、公務に支障のないように速やかに行うこと。
 - (2) 貸出公用車の使用前には、運行前点検を行い、公用車貸出日報(様式第3号)に 記載すること。
 - (3) 貸出公用車の使用後は、貸出公用車を清掃のうえ所定の場所に納車し、公用車貸出日報への記載を行うこと。
 - (4) 事故が生じたときは、直ちにその事故及び対処の内容を市長へ事故報告書(様式第4号)により報告すること。
 - (5) 事故に関する示談等については、使用者の責任をもって必要な対処をすること。
 - (6) 貸出公用車及び貸出公用車の装備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちに その日時、場所及び箇所を市長へ公用車及び装備備品損傷等報告書(様式第5号) により報告すること。

(目的以外の使用等の禁止)

第 11 条 使用者は、貸出の承認を受けた目的以外の目的で貸出公用車を使用し、又 はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(損害賠償)

- 第 12 条 使用者は、貸出公用車を損傷し、又は滅失したときは、松阪市が加入している自動車保険で補てんされる部分を除き、その損害を賠償しなければならない。 (求償)
- 第 13 条 貸出公用車の使用により、松阪市が損害賠償責任を負った場合は、松阪市は、使用者に対して、次の各号に掲げる部分を除く範囲内において求償権を行使することができる。
 - (1) 松阪市が加入している自動車保険で補てんされる部分
 - (2) 松阪市の責めに帰するべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分 (委任)
- 第14条 この規程に定めるもののほか、貸出公用車の貸出しについて必要な事項は、 別に定める。

附則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

別表 貸出車両一覧表

管 内 名	車両名及び台数
本庁管内	軽トラック1台、軽ダンプ1台
嬉野地域振興局管内	軽トラック1台
三雲地域振興局管内	軽トラック1台 2トンダンプ1台
飯南地域振興局管内	軽トラック1台
飯高地域振興局管内	軽トラック1台